

京都市教育委員会教育長訓令甲第1号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

京都市教育委員会

教育長 高桑 三男

別記第1（一般職に属する職員）の項中第43号を第47号とし、第32号から第42号までを4号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の4号を加える。

(32) 育児短時間勤務を承認する場合

○年○月○日から○年○月○日まで育児のため短時間勤務（週○時間勤務）することを承認する。

(33) 育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

育児短時間勤務の期間を○年○月○日まで延長する。

(34) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認する場合

育児短時間勤務の承認を取り消し、○年○月○日付けで請求のあった○年○月○日から○年○月○日までの育児短時間勤務（週○時間勤務）を承認する。

(35) 育児短時間勤務の承認を取り消す場合（前号に掲げる場合を除く。）

育児短時間勤務の承認を取り消す。

別記第1（一般職の属する職員）の項に次の3号を加える。

(48) 自己啓発等休業を承認する場合

○年○月○日から○年○月○日まで○○に在学してその課程を履修するため

(国際貢献活動の場合にあっては、○年○月○日から○年○月○日まで○○の活動に従事するため) 休業することを承認する。

(49) 自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

自己啓発等休業の期間を○年○月○日まで延長する。

(50) 自己啓発等休業の承認を取り消す場合

自己啓発等休業の承認を取り消し、職務復帰を命ずる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)